

# 役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

## (目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人諸橋近代美術館（以下「この法人」という。）定款第15条及び第30条規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

## (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条、第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。

## (報酬等の支給)

第3条 この法人は、役員等の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員には、(別表)常勤役員俸号表に基づき定例役員報酬を支給する。
- 3 非常勤役員及び評議員には、特別な職務執行の対価として、(別表)非常勤役員及び評議員日当支給表に基づき日当を支給する。
- 4 役員等には、役員賞与を支給しない。
- 5 報酬等の支給日、支給方法並びに報酬等より控除する額等の支給に関する詳細は、別に定める職員を対象とする給与規程（以下「給与規程」という。）に準ずる。

## (報酬等の額の決定)

第4条 常勤役員の定例報酬月額、(別表)常勤役員俸号表のとおりとし、各々の役員の報酬月額は俸号表のうちから、理事長が理事会の承認を得て、決めるものとする。

- 2 非常勤役員及び評議員に支給する日当は、(別表)非常勤役員及び評議員日当支給

表のとおりとし、委嘱した職務内容に応じて日当支給表のうちから、理事長が定めるものとする。

(費用)

第5条 この法人は役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は給与規程に準ずる。

3 常勤役員には、業務上必要と認めた場合で、世帯主となる常勤役員が居する住宅については、借上社宅規程に準ずる。

(公表)

第6条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第7条 この規程の改正は、評議員会の議決により行うものとする。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則 この規程は、公益法人の設立の登記の日から施行する。(平成22年3月17日理事会議決)

平成29年3月1日から変更実施する。(報酬等の支給)第3条2項の一部変更、同4項の削除。(報酬等の額の決定)第4条の一部削除。(退職慰労金)第5条の削除。(費用)第6条3項の新規追加。)

平成30年6月26日から変更実施する。(報酬等の支給)第3条2項の一部追加、(報酬等の額の決定)第4条1項の一部追加、(別表)常勤役員棒号表、(別表)非常勤役員及び評議員日当支給表の新設)

令和5年3月9日から変更実施する。(別表「非常勤役員及び評議員日当支給表」の変更)

(別表)

常勤役員俸号表

	月 額 (円)
第1号	150,000
第2号	175,000
第3号	200,000
第4号	225,000
第5号	250,000
第6号	275,000
第7号	300,000
第8号	325,000
第9号	350,000
第10号	375,000
第11号	400,000
第12号	425,000
第13号	450,000
第14号	475,000
第15号	500,000
第16号	525,000
第17号	550,000
第18号	575,000
第19号	600,000
第20号	625,000
第21号	650,000
第22号	675,000
第23号	700,000

非常勤役員及び評議員日当支給表

	日 額 (円)		日 額 (円)
第1号	5,000	第31号	35,000
第2号	6,000	第32号	36,000
第3号	7,000	第33号	37,000
第4号	8,000	第34号	38,000
第5号	9,000	第35号	39,000
第6号	10,000	第36号	40,000
第7号	11,000		
第8号	12,000		
第9号	13,000		
第10号	14,000		
第11号	15,000		
第12号	16,000		
第13号	17,000		
第14号	18,000		
第15号	19,000		
第16号	20,000		
第17号	21,000		
第18号	22,000		
第19号	23,000		
第20号	24,000		
第21号	25,000		
第22号	26,000		
第23号	27,000		
第24号	28,000		
第25号	29,000		
第26号	30,000		
第27号	31,000		
第28号	32,000		
第29号	33,000		
第30号	34,000		